

総社市告示第 8 7 号

総社市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業実施要綱（平成 2 3 年総社市告示第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 2 0 日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（支給期間等）            第 5 条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間（以下「支給期間」という。）は、修業期間の全期間とし、<u>4 8 箇月</u>を上限とする。            2～5 略            （支給額）            第 6 条 訓練促進給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。            （1）対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 7 7 条第 1 項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4 月から 7 月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 3 2 8 条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものを含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額 1 0 0, 0 0 0 円。<u>ただし、養成機関における修業の修了前 1 2 月については、月額 1 4 0, 0 0 0 円</u>            （2）前号に掲げる者以外の者 月額 7 0, 5 0 0 円。<u>ただし、養成機関に</u></p>	<p>（支給期間等）            第 5 条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間（以下「支給期間」という。）は、修業期間の全期間とし、<u>3 6 箇月</u>を上限とする。            2～5 略            （支給額）            第 6 条 訓練促進給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。            （1）対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 7 7 条第 1 項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4 月から 7 月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 3 2 8 条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものを含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額 1 0 0, 0 0 0 円            （2）前号に掲げる者以外の者 月額 7 0, 5 0 0 円</p>

改正後	改正前
おける修業の修了前12月については、月額110,500円 2 略	2 略

附 則

この告示は、公布の日から施行する。